

補助メニューと補助金額について（参考）

1 建設費

- 【補助対象】 集会所本体の建設に係る経費（建設用地に係る経費は対象外）
- 【補助金額】 建設費の2分の1の額とし、その補助金の額が525万円を超えるときは525万円とする。
- 【算出方法】 建設費用が1,200万円の場合
 $1,200\text{万円（建設費）} \times 1/2 \text{（補助率）} = 600\text{万円（算出金額）}$
 補助金額・・・525万円（限度額）

2 修繕費

- 【補助対象】 集会所本体の修繕に係る経費（畳の取替え及び白あり等の駆除、電気・水道・電話等の付帯設備、また、外溝修繕等に係る経費は対象外）
- 【補助金額】 修繕費の3分の1の額とし、その補助金の限度額は別表1のとおりとする。
 ただし、その修繕費の額が20万円未満である場合は補助対象外とする。

別表1】

修繕費用額			補助金限度額
	～	199,999円	補助該当なし
200,000円	～	499,999円	150,000円
500,000円	～	999,999円	200,000円
1,000,000円	～	1,499,999円	250,000円
1,500,000円	～	1,999,999円	300,000円
2,000,000円	～		350,000円

- 【算出方法】 修繕費用が75万円の場合
 $75\text{万円（修繕費）} \times 1/3 \text{（補助率）} = 25\text{万円（算出金額）}$
 補助金額・・・20万円（限度額）

3 増築費

- 【補助対象】 集会所の増築に係る経費
- 【補助金額】 増築費の3分の1の額とし、その補助金の額が50万円を超えるときは50万円とする。

【算出方法】 増築費用が180万円の場合

$$180\text{万円（増築費）} \times 1/3 \text{（補助率）} = 60\text{万円（算出金額）}$$

補助金額・・・50万円（限度額）

4 整備費

【補助対象】 集会所の利用に際し、必要最小限の付帯設備（電気・水道・電話）の整備に係る経費

【補助金額】 整備費の2分の1の額とし、その補助金の額が30万円を超えるときは30万円とする。ただし、その整備費の額が20万円未満である場合は補助対象外とする。

【算出方法】 整備費用が70万円の場合

$$70\text{万円（整備費）} \times 1/2 \text{（補助率）} = 35\text{万円（算出金額）}$$

補助金額・・・30万円（限度額）

5 改修費

【補助対象】 千葉県福祉のまちづくり条例第14条の整備基準に準じて実施する集会所の改修に係る経費（例：出入口にスロープを設置、階段に手摺を設置する等）

【補助金額】 改修費に対する補助金額は、改修費の2分の1の額とし、その補助金の額が50万円を超えるときは50万円とする。ただし、その整備費の額が20万円未満である場合は補助対象外とする。

【算出方法】 改修費費用が120万円の場合

$$120\text{万円（改修費）} \times 1/2 \text{（補助率）} = 60\text{万円（算出金額）}$$

補助金額・・・50万円（限度額）